

# 平成25年度 神栖市FUTSAL 年間リーグ実施要項

実施要項は、日本サッカー協会フットサル競技規則に準拠するほか、運営会議で決定された事項による。

## 1. 参加資格

- ① 本リーグに加盟登録するチームは、下記に定める規程を厳守出来るチームに限る。
- ② 年間登録費 30,000円とともに、団体及び選手の登録票を神栖市サッカー協会に提出しなければならない。

## 2. 試合方法

- ① 試合時間は、10分ー3分ー10分のランニングタイムとし延長戦は行わない。
- ② 第1試合 19:00 ~ 19:23
- 第2試合 19:30 ~ 19:53
- 第3試合 20:00 ~ 20:23
- ③ 各チームの協力のもと、決定した組合せ及び日程に基づきリーグ戦を実施する。
- ④ 決定した日程は、特別な理由がない限り変更しない。

## 3. 競技規則

- ① 1部リーグ 9チーム、2部リーグ 9チーム による4回戦総当たりとする。
- ② 試合成立は4名以上とし、試合開始時間を過ぎても4名に満たない場合は棄権とし、当該試合を0-5の負けとする。ただし、対戦相手チームとの協議のうえ登録外選手の出場を認められた場合、フレンドリーマッチとして実施出来ることを認める。
- ③ 試合開始時間に5名未満であっても予定通りに試合を開始する。
- ④ 1試合の交代人数に制限は設けない。
- ⑤ 試合に使用するボールは、事務局で用意する。
- ⑥ 一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。
- ⑦ 試合時、レガースを着用すること。
- ⑧ スパイクの使用は禁止。
- ⑨ 相手選手へのスライディングは禁止とする。
- ⑩ 相手選手、審判への執拗な挑発・屈辱的行為・暴言・暴力等を行った選手又はチームは厳重処分若しくは退会処分とする。
- ⑪ 神栖市FUTSALリーグ特別ルール以外は、公式FUTSALルールに準ずる。

## 4. 総合成績の決定

- ① リーグ戦の勝ち点の合計で順位を決定する。
- ② 試合の勝者ー3点・引き分けー1点・敗者ー0点を与え勝ち点の多い順に順位を決定する。
- ③ 但し、勝ち点合計が同一のチームがある場合は以下の順位により決定する。
  - 1) 全試合の得失点差
  - 2) 全試合の総得点
  - 3) 当該チームの対戦成績
  - 4) 当該チームによる抽選
- ④ 入替え方法は、1部リーグ下位3チームが自動的に2部リーグへ降格し、2部リーグ上位3チームが自動的に1部に昇格することとする。ただし、新規チームの参入・登録チームの退会等で、リーグ編成に支障が生じる場合は、事務局にてリーグ編成の調整を行うこととする。

## 5. ユニフォーム

- ① 登録されたユニフォームを常備する。
- ② ユニフォームはチームで統一することとするが、揃っていないチームに対しては事務局よりビブスの貸し出しをする。

## 6. 警告・退場の処理

- ① リーグ戦をとおして警告が2回で次の試合は出場できない。
- ② 退場処分を受けた選手は、次のリーグ戦1試合は出場できない。
- ③ 警告についてはリーグ戦のみ適用され、他の大会等への持ち越しはない。

## 7. 審判

- ① 審判員は、日程表に割当てられたチームで実施する。
- ② 審判員は、試合結果を幹事チーム代表者若しくは代理者に報告をする。

## 8. 廃権

- ① チーム事情により棄権する場合は、対戦チーム・審判担当チーム・リーグ幹事チーム代表者に必ず連絡をすること。（0-5の負け）
- ② 棄権した場合でも審判員（2名）は必ず派遣すること。
- ③ 廃権が多く、他チームに迷惑を掛けたチームについては、翌年度の登録を認めない。

## 9. 準備

- ① フットサルコートの準備は、日程表に明記された第一試合の両チームが責任を持って行うこと。  
(フットサルコートは、18時から使用出来ます。)
- ② 試合球・ビブス等の貸し出し用具は、リーグ幹事チーム又は、第一試合のチームの者が管理棟より借りること。

## 10. 後片づけ

- ① フットサルコートの後片づけは、日程表に明記された最終試合の両チームが責任を持って行うこと。  
（21時までに片付けを全て終了すること。）
- ② 試合球・ビブス等の貸し出し用具は、全試合終了後にリーグ幹事チームが、紛失等がないかの確認を責任を持って行い、管理棟へ預けること。
- ③ グラウンドにゴミ箱は設置していないので、各自ゴミは持ち帰るようにする。

## 11. 試合の中止について

- ① リーグ戦は雨天決行とするが、台風・雷等の場合で中止と決定した場合のみ、リーグ責任者（米田康一）より幹事チーム代表者へ、17時までに連絡を入れる。
- ② リーグ責任者（米田康一）より連絡を受けた幹事チーム代表者は、各リーグのチーム代表者へ中止の連絡を入れること。
- ③ 中止となった試合については、後日改めて開催することとし、日程の詳細等は、リーグ責任者（米田康一）より幹事チーム代表者に連絡を入れるので、幹事チーム代表者は、各チーム代表者に連絡を入れること。

## 12. チーム代表者

- ① チーム代表者は、自らのチームが参加する大会等の運営に係わる職務を適切に実施する。なお、チーム代表者が職務遂行に支障のある場合、当該チームはその都度代理者を設け、大会等の運営に係わる職務

- 遂行に支障がないようにしなければならない。
- ② チーム代表者は、支障・問題等が生じた場合には、事務局に報告すること。
  - ③ チーム代表者は、試合開始時間に間に合うよう開鑓・グランド準備を行う事をチームに徹底させる。
  - ④ チーム代表者は、責任を持ってチーム及び応援者にマナーを守らせる。
  - ⑤ チーム代表者は、試合終了後の後片づけ・清掃・施錠の確認を行う。

### 13. リーグ幹事チーム

- ① リーグ幹事チーム代表者は、毎節リーグ戦の試合結果をまとめ、事務局に報告すること。（翌日まで）  
リーグ責任者 米田 康一 E-mail ko-1.37.a.c-y@axel.ocn.ne.jp  
FAX 0299-96-7988
- ② リーグ幹事チーム代表者は、チーム代表者から問題点等の報告があった場合には、内容等を取りまとめリーグ責任者に報告すること。
- ③ リーグ幹事チームは、前年度成績の各リーグ4位になったチームが行うこととする。但し、連続した年度については辞退することができる。その場合5位のチームが行う。

### 14. その他

- ① 登録選手は、スポーツ傷害保険に加入することが望ましい。試合中の怪我等は各チームの責任において対応して下さい。
- ② ベンチ及びグランドの決められた場所以外では喫煙しないこと。（グランド内はすべて禁煙となっています）
- ③ グランド内は、飲食厳禁（飴・ガムを含む）とし、水分補給は水に限る。
- ④ 借用した備品の破損・損失の場合は当事者が弁償する。
- ⑤ リーグ戦実施要項及び社会人としてのマナーを守れないチームは、神栖市サッカー協会理事会で協議し、決定があれば翌年度のリーグ戦に参加させないことができる。

### 15. 表彰

- ① リーグ戦の成績に基づき神栖市サッカー協会より表彰を行う。
- ② 各リーグ優勝チーム・2位チーム・3位チーム

### 16. 管理施設

- ① 神栖総合公園 神栖市奥野谷6170-16 TEL 0299-77-8128 FAX 0299-77-8128  
(サッカー場・フットサル場)
- ② 神栖海浜温水プール 神栖市南浜1-3 TEL 0299-97-1177 FAX 0299-97-0017  
(神栖総合公園・海浜サッカー場)

# 平成25年度 神栖市FUTSALリーグ 編成表

NO	1 部 リ ー グ	2 部 リ ー グ
1	トータル F C	F C N. K
2	常総開発工業	合理化
3	植松 F C	日本メクトロン
4	P E E P S ! (ピーピース)	花王 F C
5	Chum-Buddy (チャムバディ)	ざわざわ
6	娯者 (ごじや)	ヤナリバー (新規)
7	てんこもり蹴球部	L I O N K I N G (新規)
8	FC IRISIANA (イリシアナ)	S I G M A C L U B (新規)
9	高砂香料工業㈱	ガネーシャ (新規)
10		
11		
12		
	9 チーム	9 チーム